

北九州市東部・西部農業委員会事務局障害者活躍推進計画

機関名	北九州市東部農業委員会事務局、北九州市西部農業委員会事務局
任命権者	北九州市東部農業委員会会長・北九州市西部農業委員会会長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
作成趣旨	<p>令和元年6月、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害のある人を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされた。</p> <p>障害のある人の活躍とは、障害のある人一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、全ての職員がその障害特性や個性に応じて活躍できるよう、市全体を挙げて取り組んでいくことが重要である。</p> <p>そこで、障害のある職員の視点に立つとともに、「北九州市障害者計画」の基本理念である「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり」を踏まえ、「北九州市東部・西部農業委員会事務局障害者活躍推進計画」を作成した。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて着実に取り組みを進めていく。</p>
北九州市東部・西部農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>北九州市東部・西部農業委員会事務局の職員は、市長事務部局ほか他任命権者からの出向者で占められており、採用は市が一括して行っている。</p> <p>現在、事務局には障害のある職員が在籍していないが、職員総数12人と小規模な機関であることから「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率の達成に関する問題は生じていない。そのため、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> <p>今後、障害のある人の採用もあり得ることから、北九州市の障害者活躍推進計画も見据えながら、障害のある職員の活躍促進に向けて取り組んでいきたい。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○現時点では法定雇用率は適用されないが、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>（評価方法）事務局職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修の受講や資料配布等を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>* 今後、障害のある人を雇用した場合、職員の定着状況データを把握する予定</p>
取組内容	
1. 障害のある職員の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として東部・西部農業委員会事務局長を選任する。（令和元年9月6日に選任済）</p>

	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p>
<p>2. 障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○障害のある職員が在籍の際は、当該職員の障害特性や希望も踏まえ、所属長による定期的な面談により、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
<p>3. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>